

<消防団員>

災害対応・安全管理 マニュアル

高山市消防本部
高山市消防団

<目 次>

1 【火災編】 3～ 6

2 【自然災害編】 7～11

3 【地震編】 12～14

4 【公務災害対応】 15

5 【惨事ストレス対策】 16～18

(参考：惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト)

6 【関係法令／例規（一部）】 19～20

7 【連絡先一覧】 21

8 【風速等の判断基準表（一覧）】 別紙

-主旨-

このマニュアルは、高山市消防団員が災害対応等を遂行するにあたり、基本的な活動要領や留意しなければならない安全管理上の主な事項について記載している。

特に、活動中における危機回避の判断については、それぞれが共通の認識を持って危険度を勘案しながら活動をしなければならない。

従って、このマニュアルを高山市消防団共通のガイドラインとして作成し、多種多様な災害現場に応じた活動ができること及び安全を確立させることを目的として整備する。

平成25年 作成
平成31年2月 改訂
令和2年9月 改訂
令和7年8月 改訂

消防情報案内電話番号

 050-5536-7072

(火災やその他の災害の発生場所や状況をお知らせしています。)

1 【火災編】

火災は、1件の火災であっても時間の経過により危険度は増大する。また、緊張と興奮にまつまれた中での煙や熱との戦いであり、体力的、精神的に疲労の度合いが大きく、冷静な思考力を維持し、安全を確保しつつ任務を完遂することは容易でない。

指揮者の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員が相互に安全を確保しなくてはならないことを深く自覚しなければならない。

1 出動指令の流れ

- ① 「消防本部通信指令室」に火災通報が入電
↓
- ② サイレン吹鳴
↓
- ③ 「消防本部通信指令室」より招集メール送信（団長・支団長・副支団長・メール登録者）
↓
- ④ 高山消防署及び各署所より後着時は、高山消防署消防隊の現場指揮本部に行き、現場最高指揮者（消防署長、若しくは指揮隊長）の指示を受けて活動を開始する。
- ⑤ 高山消防署及び各署所より先着時は、災害現場規模・水利状況の確認及び後着する車両等の誘導を実施し消火活動を開始する。（支団本部の指示を仰ぐこと）後着した高山消防署消防隊が現場指揮本部設営後、現場最高指揮者に活動状況を報告し、以後、現場最高指揮者の指示を仰ぎ活動を継続する。

2 消火活動の基本と消防団員の権限

- ① 緊急措置権（消防法第29条）消火活動中の緊急措置権
- ② 緊急通行権（消防法第27条）消防隊の緊急通行権
- ③ 優先通行権（消防法第26条）消防車の優先通行等
- ④ 消防警戒区域の設定（消防法第28条）
- ⑤ 情報収集（消防法第25条）延焼防止又は人命救助のために必要な情報提供を求めることができる。

3 出動時の留意事項

①被服等に関する事項

出動に際しては、原則として活動服・長靴（安全靴）・ヘルメット・作業用手袋など必要な被服等を確実に着用する。なお、やむを得ずこれによらない場合であっても、ヘルメット、作業用手袋及び活動に適した靴の着用を必須とし、活動服の代用として長袖・ズボンに法被を着用するなど、身体保護を徹底する。

②車両に関する事項

各班の団車庫に集合し、消防団車両で出動する。消防団車両に乗車できない団員がいる場合や、消防団車両に積載できない資器材を搬送する場合には自家用車を使用することができる。

【消防車両運行上の留意事項】

- ① 車庫から出動するときは、誘導員を配置し、歩行者や一般車両に注意を喚起し避讓（進路を避けて道を譲る）を確認する。そのため、2人以上での運行を徹底する。
- ② 赤信号の交差点通過時には、交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、T字路、一旦停止場所等においても同様とし、停電時には信号機が作動していないことを予測し特に注意する。
- ③ サイレンを鳴らしていても、他の車両は直ちに避讓しないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。
- ④ 一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両の速度とする。
- ⑤ 高さ・重量制限等のあるところは、自分の隊の車両を確認して通行する。
- ⑥ 拡声器等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。
- ⑦ 火や煙が見えると、それに気を取られ注意力が欠落しやすいので、運転者はもちろん全員で前方や周囲を注視して進行する。
- ⑧ 飲酒運転は厳禁とする（飲酒していない者に乗せてもらうこと）。

4 水利部署時の留意事項

***現場指揮本部（署所）・支団本部の指示及び現場誘導員の指示に従うこと。**

- ① 水利部署時は、給水活動、ホース延長、資器材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるため、他の団員の行動に注意する。
出動時には自隊の到着順位、火災規模等を判断し、水利を予定する。水利は、部署可能な火点直近のものから到着順に部署する。後着隊は、水利豊富な自然水利等又は人工水利を選定する。
- ② 消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸水管を伸長してから解放し、消火栓開閉金具は、吸管離脱まで抜かない。また、水槽等の蓋を開けた場合、必ず団員はその場を離れない。
- ③ 吸水管伸長時は、吸水管の跳ね返りや躓き（つまづき）に注意し、消火栓等に結合したら必ず吸水管の緊着状態を確認する。
- ④ 消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、ロープなどで表示し、注意喚起のため1名以上配置する。
- ⑤ 複数班が活動することから、使用資機材には支団名・班名等を記載するとともに、車両装備品は班員が把握できるよう努める。

5 ホース延長時の留意事項

- ① ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は反射ベスト等（夜光たすき等の反射材）を着用し、交通整理を行う。
- ② 手びろめによるホース延長時は、結合金具、筒先の落下やホースバンド、ホースの垂れ下がりに注意する。
- ③ 軒下等は、落下物等の危険があるので、火災建物と平行にならないよう延長する。
*活動全般を通して、軒下の進入・通行は避けること。

- ④ 塀等を乗り越えて延長するときは、積載の梯子等を活用する。

6 送水時の留意事項

- ① 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合、又は筒先位置が目視できない場合は、「放水始め」の伝令又はデジタル簡易無線機等により確認し送水する。
- ② 予備送水は、筒先位置が確認（目視）できる場合とし、いつでも停止できる態勢で送水する。
- ③ 見通しの良い場所でも、梯子等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水態勢が完了してから送水する。
- ④ ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は徐々に開放する。
- ⑤ 中継送水の場合、元ポンプは延長ホースを考慮して能力の80%程度で送水し、先ポンプは連成計0圧程度に保ちながら筒先に適正な圧力で送水する。

7 注水時の留意事項

- ① 注水は有効適切に、燃焼実体又は目的物に直接、若しくは間接的に行うものであるが、注水位置や注水要領により効果が異なることを理解する。
- ② 注水は目標と火災の状態によって異なる。例えば、軒下・天井・屋根裏等上方へ注水する場合は棒状注水、階段室など排煙排熱のために行う注水の場合は噴霧注水など、その時の状態に応じた注水を行うものとする。
- ③ 注水要領
- ア 火勢を迎え撃つ位置から行う。
 - イ 燃焼実体を確認して行う。
 - ウ 注水面は広く担当する。
 - エ ノズル圧力の増減を図る。
 - オ 小破壊を併用する。
 - カ 水損に留意し、水量は必要最小限度とする。
 - キ 注水死角をつくらない。
 - ク 禁水物品等に注意する。
カリウム・ナトリウム・アルキルアルミニウム・アルキルリチウム・黄燐・アルカリ金属（カリウムおよびナトリウムを除く）およびアルカリ土類金属・有機金属化合物（アルキルアルミニウムおよびアルキルリチウムを除く）・金属の水素化物・金属の燐化物・カルシウムなど
 - ケ 電気に対する注水は厳に慎む。
 - コ その他、危害防止等に留意する。
 - ・消火戦術として建物等を包囲して消火活動を行う場合、対面の放水員に配慮し、放水圧力調整や放水方向に注意する。
 - ・破壊時の跳ね返り（割れたガラスなど）に注意する。
 - ・注水による落下物に注意する。
 - ・ガスボンベ・燃料タンクへの接近に注意する。
 - ・基本的に地上からの放水とする。＊やむを得ず屋上等から放水する場合等は、濡れたトタンや凍結、傾斜等による転倒防止に十分留意すること。

8 交通整理

- ① 火災時は、消防車両を路上駐車することから、片側交互通行になる場合が多く、適宜交通整理を実施する。
- ② 交通整理の際は、赤色誘導棒や反射ベスト等（夜光たすき等の反射材）を活用するとともに、死角に注意し自己の安全を確保する。

9 残火処理

***現場指揮本部（署所）・支団本部の指示に従うこと。**

- ① 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- ② 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- ③ 壁や柱等の焼け状況から崩落の恐れがある場合は、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- ④ 放水した水が凍結し滑りやすい時は、腰を落とし姿勢を低くし小股で慎重に歩く。

10 帰庫（帰団）

***現場指揮本部（署所）・支団本部の指示に従うこと。**

- ① 団員の負傷等公務災害の有無を確認する。
- ② 撤収後の資器材確認を行う（ポンプの水抜き（凍結防止処理）・破損箇所等の確認を含む）。

11 林野（山林）火災時の留意事項（安全管理）

- ① 出動時の服装は、活動が林野・山林になることから、原則として法被・活動服・長靴（安全靴）・ヘルメット・作業用手袋を着用する。状況によっては、活動服に代わる長袖・ズボンに法被を着用し活動するなど肌の露出を避け、作業環境が劣悪となることが想定されることから十分な装備で活動する。
- ② 林野（山林）火災時は活動面積が広大になることや活動時間が長くなることが想定されることから、団車庫には日頃から背負い式水囊、消防用ホース・補給用の燃料・オイルを確保し、火災種別に応じた対応をとる。なお、鉋（ノコギリ）・鋸（ノコギリ）なども活動に応じ必要となることから装備品として確保が望ましい。
- ③ 活動時間が日没頃となることも想定されることから、発電機や投光器、ヘッドライト等は常に車両に積載しておく。
- ④ 中継送水を実施して消火活動にあたることから、各車両・ポンプ機関には必ず人員を配置する。
- ⑤ 広範囲な活動面積から活動時間が長時間となることも想定し、食料・水分補給も考慮する。
- ⑥ 特に山林における火災時は、進入道路が狭隘であることから、活動スペースの確保に努め、撤収時には誘導員を配置するなどの配慮を徹底する。

2 【自然災害編】

震災時には、同時多発火災の発生、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者発生など膨大な消防活動が予測される。また、常備消防車両や消防職員が同時多発的に発生している災害に対応している場合、消防団のみで対応せざるを得ない現場も想定される。

消防は人員、装備機材等の総力を結集して災害防除活動に当たり、地域住民の生命・身体及び財産の保護に当たる。また、自治会や自主防災組織等の地域密着型の防災活動が被害軽減に著しい成果を上げることから、団指揮本部（消防本部）と連絡を密に取りながら、これら地域防災力と役割分担を踏まえながら活動する。

地震災害を除く自然災害については、ある程度発生が予見可能であることから、十分な装備のもとに活動する。

1 出動指令の流れ

- ① 「消防本部通信指令室」または「支所」に自然災害通報・警戒情報等が入電
↓
- ② 災害情報の内容確認。消防団長・支団長協議
↓
- ③ 「消防本部通信指令室」または「支所」にて消防団招集（メール送信または電話等）
↓
- ④ 自然災害については、同時・多発が予想されることから、必ずしも災害現場に高山消防署及び署所が先着できるとは限らないため、地元消防支団長の指揮のもとに活動を実施する（支団内でも複数個所で被災することも想定されることから、各班長の指揮のものと的確な災害防除等の活動を行う）。

■高山市消防団条例第15条による出動

消防団員は、招集によって出動し、服務するものとする。

2 消防団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他非常災害等の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。

§消防組織法第1条（消防の任務）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

→消防の任務は、火災から地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、水害、地震、台風などの様々な災害の発生前に災害の直接的な原因を除去し、災害が発生した場合には被害の拡大防止及び縮小を図ること。

上記のように、消防本部からの出動要請が無い場合でも、消防団員が災害発生を覚知（知った時）した場合には活動を開始することとなる。（前述のとおり消防支団長の

指示により活動するものであり、支団幹部へも連絡を行うこと。）

■消防本部等からの要請を待たずに出動する場合（全ての団活動）

【災害対策本部未設置のとき】

連絡手段：電話通報 0577-32-0119（消防本部）

連絡内容：①活動場所 ②災害種別 ③活動内容 ④出動班 ⑤出動人員
⑥命令者（要請者） ⑦負傷者（避難者）等

連絡時期：①現場出動を把握したとき。②帰団したとき。

*特に報告が必要な場合は逐次報告する。

【災害対策本部設置のとき】

活動内容等を逐次、消防本部又は支団管轄の支所地域振興課へ連絡を入れる。

2 出動時の留意事項

①被服等に関する事項

出動に際しては、原則として活動服、長靴（安全靴）、ヘルメット、作業用手袋など必要な被服等を確実に着用する。なお、やむを得ずこれによらない場合であってもヘルメット・作業用手袋及び活動に適した靴の着用を必須とし、活動服の代用として長袖・ズボンを着用するなど身体保護を徹底するほか、水災害における水際での活動を前提とする場合はライフジャケットを着用する。

また、夜間・荒天時の作業が予測されることから、状況に応じてヘッドライト等の照明器具や雨合羽を用意する。

②車両に関する事項

各班の団車庫に集合し、消防団車両で出動する。消防団車両に乗車できない団員がいる場合や、消防団車両に積載できない資器材を搬送する場合には自家用車を使用することができる。

自然災害においても消防車両運行上の留意事項については火災編を適用する。

3 活動時における注意事項、安全管理に関する事項

①危険個所の巡回等

危険個所を車両により巡回する場合は、道路と水路の境界が判断できないことから特に注意して徐行する。また、道路が冠水している個所は、無理に通行しない。冠水している個所は、消防本部又は支団管轄の支所地域振興課に報告、支団本部とも情報を共有する。

団員は地域の危険個所について、被災を予測（冠水・浸水・急傾斜地の崩壊等）し、可能な限り危険個所を複数の団員で巡回する。

②危険排除・災害防除

側溝の障害物除去作業や法面崩壊現場でのブルーシート養生など、特に水害対策については、日ごろから資器材の確認や土嚢を作成するなど準備を実施しておく。なお、水防資器材の確保については、最寄りの消防署・分署・出張所又は支団管轄の支所

消防団担当者に連絡、相談する。

水防法では、水防の第一次責任者を水防管理団体に負わせており、水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村となっている。(水防法第2条・第3条)

水防団（消防団員は水防団員を兼任）及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動するとされている。発生した事象を的確に判断し、利用可能な資器材を臨機に選定して必要な対処を行う。

人命に危険を感じるような現場においては、活動を中止し、速やかに安全な場所へ避難しなければならない。

■強風等による倒木等の対応

台風などの強風や大雪等による倒木等により、電線が切れている場合は速やかに消防本部又は支団管轄の支所地域振興課に報告し、情報共有を図る。

感電などの危険がないことを確認の上、緊急措置としてチェンソーで倒木等の障害物を除去する場合は、「チェンソーの安全な使用について」(平成30年7月17日付け消防総務課配布資料)や取扱説明書等に基づき、安全に留意し使用する。

【枝や幹が折れて路上や民有地に散乱している場合】

道路上であれば、道路法により承諾無く撤去できることから、通行車両等に支障のない場所に積み重ねておく。

また、民有地であれば所有者に撤去を依頼することも考慮する。

【枝や幹が折れて電線や民家に引っかかっている（ぶら下がっている）場合】

電線の場合は中部電力への通報が必要であり、速やかに消防本部または支所地域振興課に報告する（通電状態での対応は非常に危険である）。

民家の場合で人命等危険が迫っている場合は、消防法第29条（第36条第1項8適応）により、緊急処分及び建物等の使用の制限（この場合の損失補償は市町村負担）を行い、人的に排除できない場合は、建物住民への避難指示と立入禁止の措置を講じること。

【根が付いたまま傾き民家や電線に寄りかかっている場合】

緊急性が無ければ所有者に相談し対応を依頼する。緊急を要する場合は、撤去等の措置は可能である（事後承諾）。

電線の場合は中部電力での対応が必要であり、速やかに消防本部または支所地域振興課に報告する（通電状態での対応は非常に危険である）。

巨木などの緊急対応は困難であることから、現場付近への立入禁止等の措置を講じること。

【傾いているが電線や民家には接触していない場合】

基本的には樹木所有者が対応するが、倒木した場合に危険が及ぶことが想定される場合は避難指示等の対応を考慮する。また、それ以上傾かないようワイヤーなどで応

急処置を図る場合には、所有者の承諾を得る。

【傾いていないが危ないため撤去を要請された場合】

市有地の場合は高山市役所林務課に連絡、相談する。

民有地間における問題については、行政は関与できないことを所有者等に伝える。

■自然災害における危機回避判断基準

自然災害発生時は、二次災害の危険が十分考えられるため、災害状況、気象条件及び地形等（土砂災害警戒区域等）の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分把握すると共に、活動の安全を確保するため速やかに情報共有を図る。

下記の現象が見られた場合は、活動を中止し速やかに退避する。

○土砂災害警戒活動中

【崖崩れ・崩壊の危険大】

- ・山腹からの湧水が急激に増減しその水が濁り、さらに湧水が止まった場合。
- ・降水量に変化がないが、溪流の水が急に増減した場合。特に急減した場合は、崩壊の危険が迫っている。
- ・崖や山肌の岩石が崩れ落ちる場合。
- ・崖上に亀裂、水溜りが生じた場合。
- ・家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがする場合。

【土石流の危険大】

- ・腐った土の匂いがする場合。
- ・山鳴りがする場合。
- ・根切れの音がする場合。
- ・沢の水が濁ったり、流木が混ざったりする場合。
- ・雨が降り続けているのに川の水量が急激に減った場合。

【地すべりの危険大】

- ・斜面から水が湧き出し、地面にヒビ割れができた場合。
- ・地面の一部に凹凸ができた場合。

○風水害警戒活動中

【河川の増水・洪水危険大】

- ・急激な増水等が発生した場合。
- ・河川から道路に水が溢れ、河川と道路の境界が視認できない場合。

【強風時の警戒】

- ・電柱が傾斜したり倒れたりし、垂下した電線に接触し感電する恐れがある場合。

■二次災害防止対策

○風水害活動・土砂災害警戒活動時

【強風時の出動】

- ・強風等で、二次災害の危険が想定される場合には、団員の招集は実施しない。
- ・強風時の巡回などは控え団車庫等で待機し、風が弱くなってから出動する。

参考 : 傘がさせない場合は、平均風速が10 m/s以上であり、車両の走行中に十分注意が必要である。風に向かって歩けない場合は、平均風速が15 m/s以上であり、高所での作業はきわめて危険である。

【必要な情報収集】

- ・風水害は、土砂の崩落、増水等による二次災害の危険があるため、災害状況、気象条件及び地形等、活動上必要な情報を収集し現場を十分把握するように努める。

【監視員を配置する】

- ・二次災害防止のため活動範囲に応じて監視員を適宜配置する。また、団員は単独行動を絶対に行わない。

【危険排除に努める】

- ・救助活動時は、必要に応じてロープ等を使用し身体を固定し安定を確保する。また、崩壊しそうな土砂、落石は事前にできる限り排除する。

【疲労による注意力散漫を防止する】

- ・消防活動が長時間にわたるときは、疲労に伴う注意力の散漫による事故を防止するため、作業を随時交代し、活動しない団員は安全な場所で待機する。

■要救助者等の救出活動

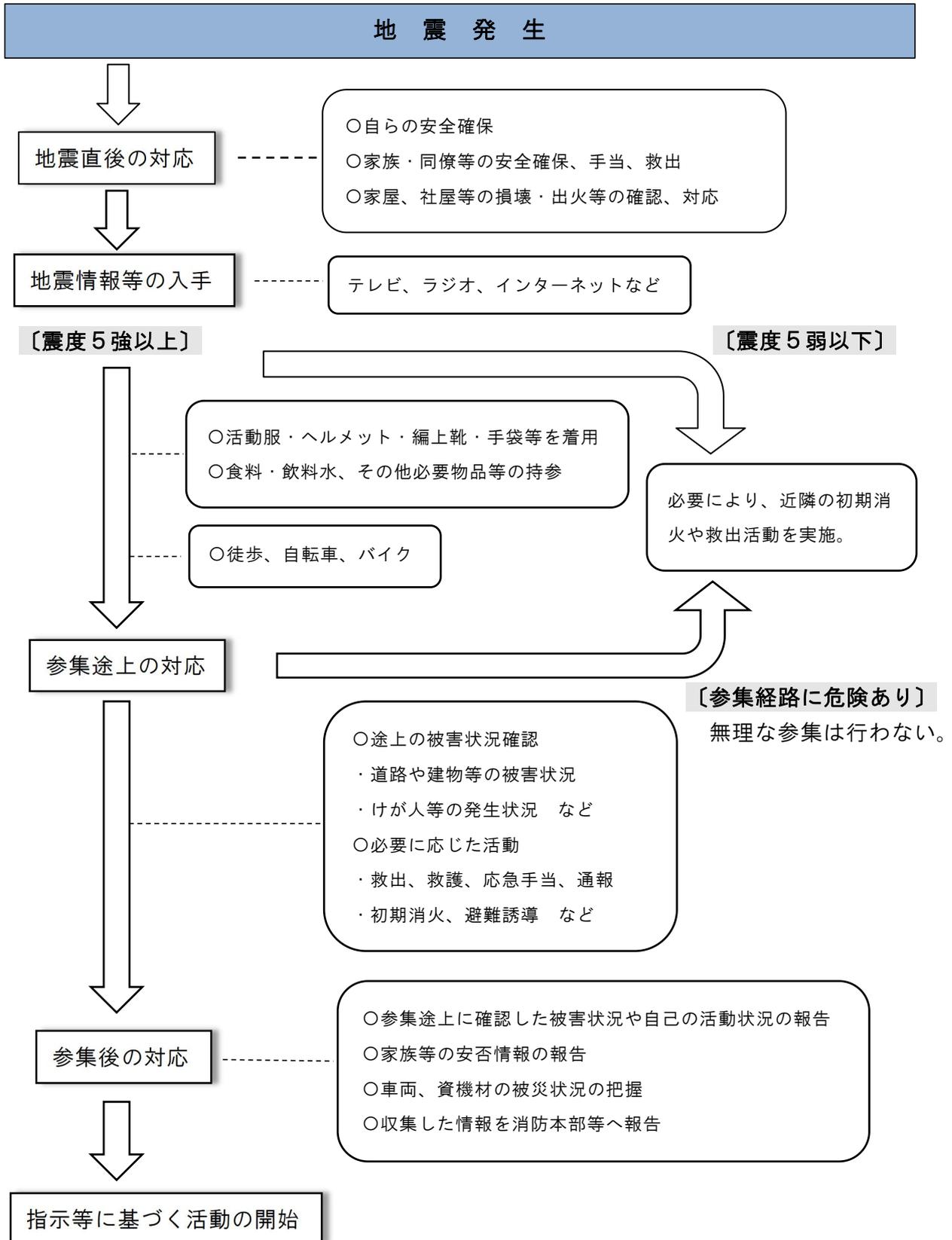
土砂災害や倒壊家屋等における生き埋めや、倒木などにより道路が閉鎖された場合(道先に民家や要救助者が確認できる状況)での活動は、安全管理者を必ず配置し複数人で活動を行うこと。また、所有の資器材の取扱い要領や性能を十分理解し活動を行い、二次災害の危険が潜む(ひそむ)と判断した場合は、作業を中断し早急に安全な場所に避難する。

■事件事例

- ・土砂災害の災害現場において、豪雨の中生き埋めになった団員の救出作業中、再び崩壊があり、救出作業に従事、または待機していた団員が犠牲となった。
- ・崖から大量に噴き出していた湧水が急に止まった後、大規模な土砂崩れが発生し団員が多数犠牲となった。
- ・商店街を巡回中、落下してきた看板で右肩部を打撲した。
- ・車両で巡回中、飛んで来た木片が車のフロントガラスにあたり、ガラスが飛散し、団員2名が顔面を切創した。

3 【地震編】

第1章 地震対応フローチャート（基本パターン）



第2章 参集までの具体的な行動手順

1 地震がきたら

【身の周りでの対応】

○揺れがおさまるまで

棚や窓から離れ、丈夫な机やテーブルなどの下にもぐるなど、自らの安全を確保する。

○揺れがおさまったら

- ① 家族、同僚等の安全確保（避難指示、避難誘導）及び応急手当、救出。
- ② 出火防止対策の実施。（火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカーの遮断など）
- ③ 近隣の安否確認、出火防止等の呼びかけ。必要により近隣住民と協力して救出

【情報収集】

○テレビ、ラジオ、インターネット等による地震情報の確認。

2 参集するにあたり

【参集基準】

消防団員は原則、震度5強以上で団車庫へ自主参集

※震度5弱以下で、ラジオやメール等で情報収集、出動要請に備える。

◎参集の原則

自己の身の安全を最優先し、家で被災した場合は家族の安全、職場で被災した場合は職場の同僚の安否確認を優先する。安全・安否が確認されたならば各団車庫に参集する。

また、団車庫までの経路について、土砂災害、橋の崩落等により安全が確保されていない場合は、無理な参集は行わないものとする。

【服装等】

○活動服・ヘルメット・編上靴・作業用手袋など

（消防団被覆を着用できない場合は、極力、安全性・活動性を考慮した服装とする。）

○食料や飲料水の持参

【移動手段】

○自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、原則、徒歩又は自転車、バイクなどを使用。

※参集困難時の対応

土砂災害や橋の崩落などにより団車庫に参集することが困難な場合は、その旨を同僚団

員等に連絡し、併せて、連絡先についても伝達する。また、必要により近隣住民と共に初期消火活動や救出活動を行う。

3 参集途上での活動

【情報収集、被害状況把握】

- 地域の状況（閉じ込め、逃げ遅れ、ケガ人の発生、崖崩れ等）
- 施設の状況（建物損壊、火災、危険物の流出等）
- 交通の状況（道路交通障害、橋梁損壊等）
- 避難所、公共施設等の重要箇所の被害状況
- その他必要事項

※参集途上の災害対応

参集途上における消火・救出等の活動については、速やかに処置可能であり、且つその処置が被害拡大防止に直結すると判断できる場合は、付近住民の協力を得るなどして対応する。それ以外の場合は、速やかに組織活動に移行するため、参集を優先する。

4 参集後の活動

- 団員の参集状況を把握
- 団車庫、車両、資機材の被災状況を把握
- 本震（余震）による団車庫の破損から車両の安全を確保（車庫前に車両を出す等）
- 参集団員から家族の安否や自宅の被害状況、参集途上での被災状況、活動状況を聴取
- 無線、防災ラジオ等で災害情報を入手、現状把握
- 情報の集約のため、団員の参集状況、団車庫・車両・資機材の被災状況、参集団員からの収集情報を消防本部や支所地域は各支所に設置される災害対策本部へ無線等に

以後は、各地域に設置される災害対策本部の指示による活動を実施する。

4 【公務災害対応】

公務災害について

- ① 招集を受けて、出勤から帰団するまで（家を出てから帰宅するまで）の間に生じた傷病（怪我や病気）が公務の対象となる。
- ② 公務災害補償では、傷病の原因が公務に起因するか否かも問題となる。
 - ア 公務遂行性
上司（団長、副団長、分団長等）の命令に従い正規の消防団活動（公務）に従事していたか否か。
 - イ 公務起因性
公務に従事したことにより負傷したか否か、又は肉体的、精神的の過重な負荷により疾病にかかったか否か。その場合、公務に従事したことと、負傷又は疾病にかかったこととの間に社会常識ないし経験則に照し合せて原因と結果の関係が認められること（相当因果関係の成立）が必要となる。
経験則のなかには、装備は十分であったか否か。装備が十分であれば負傷を防ぐことができた場合、公務災害補償の対象にはならない場合がある。よって、消防団活動は、安全保護具を完全に装備して行うことが基本であり重要となる。
- ③ 公務中に傷病となった場合は、傷病の程度に関わらず、医療機関に受診する。ただし、医療費については、公務災害の適用がされることを想定し、支払いを保留とする（窓口にて、消防団活動中の怪我である旨を明確に告げることが重要）。
- ④ 公務中の傷病の判定は、消防総務課が公務災害補償基金に速報を提出し、判断を仰ぐ。原則として、各支団の分団長を経由して消防総務課又は各支所消防担当者に連絡をいただくことになるが、遅滞なく消防本部にも報告する。公務災害の適用を受けた場合は、消防総務課が関係書類を傷病者宛に送付し、公務災害認定申請を提出いただき、公務災害認定を受けることになる。
- ⑤ 公務災害を未然に防ぐという観点では、直属の所属長等は、常に団員の健康状態等も考慮し、活動時間・内容により適宜交替して活動実施するなどの安全配慮に万全を期す。また、活動を通じて危険を感じるがあった場合は、「ヒヤリハット」のような危険な体験を共有し、危険を排除する取り組みを励行する。

5 【惨事ストレス対策】

○はじめに

東日本大震災では、団員が多くの遺体の捜索や搬送、そして仲間の死に直面するなど、精神的に相当なストレスを受けることとなった。

そうした凄惨な災害などにより心に受ける影響を「惨事ストレス」といい、精神的、身体的に、また、情動的、行動的に影響を及ぼし、公私にわたって様々な障害をもたらすことになる。

こうした惨事ストレスを理解するとともに、同じ体験をした仲間同士で話し合うことや、自分でリフレッシュすることがストレス解消のために必要となる。

1. 惨事ストレスの原因

① 惨事ストレスを引き起こすような出来事

- ・子供や母子の死亡等、家族を思い出させるような悲惨な現場での活動
- ・多数の死傷者が発生、又は著しい身体の損傷等、凄惨な現場での活動
- ・非常に危険又は不安定、不明確な状況下で極度の不安や緊張感を伴う活動
- ・同僚の死傷等、衝撃的な現場での活動
- ・罵声を浴びせられるなどの衆人環視の中での活動 など

② 惨事ストレスを引き起こすような心境

- ・使命と責任がある
- ・弱音を吐くことが許されない
- ・社会的に期待されている
- ・災害現場から逃げられないなど

2. ストレス反応

特徴

身体的特徴	精神的特徴	情動的特徴	行動的特徴
頭痛	落ち込み	イライラ	放心
免疫機能の低下	悪夢	おびえ	過度の活動性
胃の不調	入眠困難	怒り	落ち着きの無さ
高血圧	感情の麻痺	悲嘆	深酒
下痢	現実感の喪失	罪悪感、悔恨	過度の薬物利用
食欲減退	集中力の低下		

心的外傷後ストレス障害(PTSD)の症状

再体験	回避	過覚醒(覚醒亢進)
<ul style="list-style-type: none"> ・現場の有様が意思に関係なく思い浮かぶ(フラッシュバック) ・悪夢を見る 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場を思い出したくない ・現場を思い出そうとしてもはっきり思い出せない ・その場に近づけない ・話題を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・不眠 ・過剰反応 ・過度の恐怖感 ・集中困難

3. 理解と解消法

惨事ストレスは誰にでも起こり得る人間の正常な反応である。活動により怪我をするリスクがあることと同様に、惨事ストレスについても活動することにより発生するリスクの一つであると認識しなければならない。

惨事ストレスの感じ方は個人差があるので、勝手な物差しで心の中を計ることは良くない。

○解消法

- ①リフレッシュの実践
- ②日常のペースを取り戻す

具体的な解消方法	
・趣味や運動	自分にあった運動を定期的に行なったり、趣味を持つ。
・食事の節制	暴飲暴食を避け、バランス良く規則正しい食事を摂る。
・リラクゼーション	何も考えずにゆったりとする時間を作る。
・睡眠	規則正しい睡眠習慣。
・会話	家族や友達と、楽しい話やストレスの原因となっている話しをする。
・発想の転換	悪い面より良い面を探すように、色々な考え方で物事を見る。

※ポイント

掛かりつけの医師や産業医など、専門家に相談することが早期解決の早道となる場合がある。医療機関に受診することで、薬物療法などの医学的な治療を行うことも可能になる。

※医師等の専門課に相談すべきか判断に迷う場合

⇒ 相談窓口 消防総務課(Tel.34-3792)まで。

参考：惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト

このチェックリストは、消防団員が悲惨な災害現場活動等に従事したことに伴う心理的影響を
考える目安となるものです。

災害現場活動終了後、1週間以内に実施するものとします。あなたが災害現場活動で自覚し
た症状に該当するものをチェックしてください。

- 1. 胃がつかえたような感じがした
- 2. 吐き気をもよおした
- 3. 強い動悸がした
- 4. 身震いや痙攣を起こした
- 5. 活動中、一時的に頭痛がした
- 6. 隊長や同僚の指示が聞こえづらくなったり、音がよく聞こえなくなった
- 7. 寒い日なのににおびたらしい汗をかいた
- 8. 自分や同僚の身にとても危険を感じ、その恐怖に耐えられるか心配になった
- 9. 活動中、見た情景が現実のものと思えなかった
- 10. とてもイライラしたり、ちょっとしたことでも気にさわった
- 11. わけもなく怒りがこみあげてきた
- 12. 現場が混乱し、圧倒されるような威圧感を受けた
- 13. 活動する上で、重要なものとそれほどでないものとの判断が難しくなった
- 14. 資機材をどこに置いたか全く忘れてしまい、思い出せなかった
- 15. 活動中に受けた衝撃が、数時間しても目の前から消えなかった
- 16. 活動が実を結ばない結果に終わり、絶望や落胆を味わった
- 17. とても混乱したり、興奮していて合理的な判断ができなかった
- 18. 一時的に時間の感覚が麻痺した
- 19. 目の前の問題にしか、考えを集中することができなかった

- ★ 自覚した症状が3つ以下であった場合：心理的な影響は少ないと思われます。
- ★ 自覚した症状が4つ以上であった場合：その後の経過に配慮することが望めます。
- ★ 自覚した症状が8つ以上であった場合：心理的な影響が強く、何らかの対応が必要です。

(作成：消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会)

6 【関係法令／例規（一部）】

高山市消防団条例第15条

消防団員は、招集によって出動し、服務するものとする。

- 2 消防団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他非常災害等の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務しなければならない。

消防組織法第1条

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

消防法第4条

消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

消防法第4条の2

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員（消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。）に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

- 2 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

消防法第25条

火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。
- 3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

消防法第26条

消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

- 2 消防車の優先通行については、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の六第二項の定めるところによる。
- 3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。
- 4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

消防法第27条

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

消防法第28条

火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

- 2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。
- 3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

消防法第29条

消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

- 2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- 3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。
- 4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。
- 5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

水防法第2条

この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

- 2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。
- 4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

水防法第3条

市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

7 【連絡先一覧表】

共 通 欄	
高山市消防本部 代表	0577-32-0119
高山市消防本部 代表(ファックス)	0577-34-7384
高山市消防本部消防総務課(直通)	0577-34-3792
高山消防署国府分署	0577-72-0119
高山消防署上宝分署	0578-89-0119
高山消防署大野分署	0577-52-1119
高山消防署丹生川出張所	0577-78-3119
高山消防署清見出張所	0577-68-0099
高山消防署荘川出張所	05769-2-0055
高山市丹生川支所	0577-78-1111
高山市清見支所	0577-68-2211
高山市荘川支所	05769-2-2211
高山市一之宮支所	0577-53-2211
高山市久々野支所	0577-52-3111
高山市朝日支所	0577-55-3311
高山市高根支所	0577-59-2211
高山市国府支所	0577-72-3111
高山市上宝支所	0578-86-2111
高山警察署代表	0577-32-0110
支 団 使 用 欄	
支団長	
副支団長	
副支団長	
分団長	
副分団長	
部長	
班長	
支団担当職員	
交番・駐在所職員	